

榎山明・佐藤信編

文獻と遺物の境界

——中國出土簡牘史料の生態的研究——

森谷一樹

本書は編者の一人である榎山明氏が主催する研究會のメンバーによる論文集である。これらの研究會のいきさつについては榎山氏の前言に詳しいが、主に關東にて簡牘史料を精力的に讀み、譯注を次々と發表してきた研究會が發展したものである。その特色として、簡牘の分類・形状や出土位置に對する意識が非常に高いように評者には思われた。このような姿勢をさらに展開させ、個別の研究論文集として發表されたものが本書である。

本書のタイトルに用いられた「文獻と遺物の境界」や「簡牘史料の生態的研究」といった語は、ことさら目を引くものであろう。このことについて榎山氏の意圖は「序論——出土簡牘史料の生態的研究に向けて——」にて明確に述べられている。

このふたつの語は、榎山氏が抱いてきた從來の中國簡牘學に對する批判を反映したものである。ひとつは、簡牘の形態に對する檢討が不十分であったこと。すなわち簡牘の形態と機能が密接に

結びついていたことが看過されていることである。「刻齒簡初探——漢簡形態論のために——」（『木簡研究』第一七號、一九九五）にて中國木簡形態論の先鞭を著けた氏の問題意識は、一五年を経た今なお繼續しているのである。もうひとつは、簡牘の動きに對する認識が欠落していたこと。すなわち記載内容を追うのに急で、作成・移動・保管・再利用・廢棄という動態的側面の研究は等閑に附されており、そのため出土地點・出土状態に對する配慮が缺けていた、と氏は批判する。強調するのは、簡牘史料をまづ考古學遺物として扱う、という意味を持つこと、そして簡牘とは多様な形態を持ち、動き、生成・消滅する動的な史料である、という認識を持つことである。「文獻と遺物の境界」という題は、白か黒といった境界を表したのではなく、簡牘史料の持つ考古資料としての側面と文字資料という側面の、ふたつの屬性の振幅を表したものができらるだろう。

榎山氏のユニークさは、簡牘を生物になぞらえ、その一生を理解しようというところにあらわれている。シファアのモデリングを援用し、簡牘史料の機能脈絡、つまり制作・使用・移動・保管・再利用といった段階を把握したうえで、その段階と、簡牘史料の關係を理解する、という方法が採られる。「書面のはたらきを決定するのは、書面自體の屬性ではなく、他の書面や置かれた環境などとの關係である（六四頁）」との指摘は極めて根源的な問題で、同じ書面でも辿る過程や段階によって書面の性格は刻々と變化することを指摘したに他ならない。段階を個別に檢討するのではなく、一連のつながりとしてその有爲轉變を把握し、それぞれの簡牘のもつライフサイクルの關連性を明らかにしていくこ

と、ここに「生態的研究」と銘打ったねらいがあると言う。

簡牘史料を扱う上で、文字情報、すなわち「テキスト情報」のみ着目することを誡め、簡牘を総合的に把握すること、「テキスト以外の情報」を読み込み、テキストからの情報とどのようにつきあわせていくのか、が簡牘学の要点となると評者は理解した。本書に收められた各論文は、必ずしも簡牘の形態ばかりを取り上げたものではないにせよ、それぞれがこのふたつの関係について掘り下げ、あるいは関係の變遷・過程を解き明かすことを目標としている、と言うことができる。

まずは研究篇の論文から紹介していくことにしよう。各論の位置づけ、ねらいとするところは、序論にて榎山氏が要を得た解説を行っている。ここで改めてまとめ直すのも無駄かも知れないのだが、評者なりの要約と思うところを附していきたい。

まずは簡牘研究を牽引してきたふたりのヴェテランによる二篇。李均明氏による「簡牘文書の種類と遺址諸要素の関係」。ここで取り上げられている「テキスト情報以外」の情報とは、出土した遺跡という位置情報である。出土簡牘の種類は、出土した遺跡の種類によって大きく左右される、とするのは、一見當然のことのように思われるが、遺跡の比定は、結局出土簡牘によって決定されることを考慮すれば、出土簡牘の正確な整理・分類が遺跡比定にいかん重大なものかは自明である。ここでは、遺跡の種類と出土簡牘の関係について焦点を絞り、論じられる。

扱われる遺跡は五つ。大量の簡牘が発見され、遺跡の性格が明確な里耶遺跡、甲渠侯官遺跡、肩水金關遺跡、懸泉置遺跡、走馬

樓遺跡である。まずは、遺跡の差異が文書の差異としてどのようにならわれるのか。たとえば、五つの遺跡のうち、いくつかの分類を設定し、房屋城垣遺跡と井甯遺跡の違い、官署の等級の差異特に、金關と懸泉置出土の「傳」の差異が、どのように簡牘に現れるのかを例示する。その中には、遺跡の時代差・署名の差異も検討の対象となる。

さらには遺跡の性質を確定しうる文書として、肩水金關・懸泉置出土の封檢と、里耶出土の往來文書の例を挙げる。また簡牘の數量が増加した分、比定の正確さが増した例として、走馬樓遺跡出土の簿籍群を挙げ、走馬樓遺跡は臨湘侯相府内に位置していたものとする。總じて言えば、文書の種類と遺跡の種類の間、簡牘と出土位置情報との相関について、わかりやすくまとめた論文である。特定の簡牘群のみに対象を絞るのではなく、戦國楚簡から三國吳簡まで、簡牘史料全體に對する目配りが効いた概説は、簡牘研究が時代・地域ごとに個別細分化された現状を考えれば、まことに有り難い。今後はこれらの結論をふまえて、遺跡比定の困難さが伴う例にはどうしなければならぬのか、改めて考える必要があるだろう。

邢義田氏の大論「漢代簡牘文書における正本・副本・草稿と署名の問題」は、懸案となっていた、簡牘に別筆で書かれている署名、あるいは空格があつて署名がないものを、どのように解釋するかと言う問題について扱ったものである。

本論文は重厚長大、簡単に要約する。居延簡にみられる署名は長官の自署であるとする大庭脩氏の説に對し、邢氏は、署名のすべては長官のものではなく、屬吏が代行したものがあつて、場合に

よつては指示を書き加えたのも屬吏であるという。文書の效力を擔保するのは署名ではなく印であるからだ。邢氏は筆跡鑑定を行い甲渠鄒侯獲の署名に二種類の筆跡があることを指摘、そのうちひとつは尉史の某によつて署名されたものと推測する。邊境組織における文書のやりとりはルーティーン化しており、こうしたルーティーン化した文書の中には長官ではなく、屬吏が署名したものが多く含まれているはずだ、と。そのうえで邢氏は、日附や署名が空欄となつているものは、保存用の底本もしくは副本だけではなく、發送待ちの正本の可能性を指摘する。

次に邢氏が取り上げるのは、副本とは何であるか、という問題である。正本ではないものには草稿・定稿・副本・底本があるが、このうち副本を考える上で、邢氏は漢代の字義を援用し、轉寫複製されたものはすべて「副」であつた、とする。底本・副本とされるために保存される「副」がある一方、場合によっては發送されるものもあるのである。そのうえで、「副」のなかでの、副本と草稿の辨別を行い、結果草稿は非常に少ないことを指摘する。本論文の意義は「副本」の定義にメスを入れたことにある。

これは「副本」と對となり、何を以て「正本」とみなすのか、という問題に直結する。この問題を扱つた多くの論者は、文書とは「發信者と受信者があり、移動したもの」という定義に従つていた。ゆえに甲渠侯官遺跡にて發掘された甲渠鄒侯を發信者とする文書は、移動しなかつた文書であり、自動的に「控え」「底本」「下書き」とみなされたのである。一方、邢氏の「副」の字義は張家山漢律での字義に即し、「複寫されたもの」と解するのである。このことから「移動する副本」といつた從來の想定からは外れた

事象が出現する。これによつて、文書研究もその段階ごとの變遷を追う研究、すなわち榎山氏のいう生態的研究に踏み込んだともいえる。この視角は今後、特に里耶秦簡研究上、重要な意味を持つてくるはずで、書面のたどる過程を明らかにすることの意義を存分に示したものとすることができる。

書面のたどる過程を考えるならば、次の青木論文が指摘するように、出土位置に書面の性格の差異を見て取ることができれば、今後はそれを考慮した解釋が今後必要になって来るだろう。特にP2に文書の控えと未發送文書が何故混在して置かれていたのだろうか。E.P2.162、163、165がなぜ發送されなかつたのかは不明（九八頁）と邢氏はするが、評者がわからないのは、なぜ文書が發送されずにP2に留め置かれたか、である。都尉府から期限つきで回答するよう文書が送られたにも拘わらず、回答が發送されなかつたというのは、文書行政の根幹をゆるがす重大事であり、これこそ譴責の對象となるはずではないか。思うに、E.P.2.162、163、165が簡略な扱いをされているのは、都尉府への回答が「該當者なし」という簡潔なものであつたことに由来するのではないだろうか。この敕令についての都尉府と侯官のやりとりは、甲渠侯官が「該當者なし」と報告することによつて、この件はこれ以上進展しないことが明らかであり、そのことは互いの暗黙の了解事項となつていたからではないか、と評者は思う。署名の有無は、原則とルーティーンの狭間にあつて、必ずしも規定通りには行かないようである。つまり、肝要なのは、文書の世界の背後にあるルーティーンが、いったいどれほどのものであつたのか、という見極めにあるのであろう。これは最も共通理解が

得にくく、至難の問題なのだ。

次は、研究会の中核を擔う若手研究者の三篇。いずれも膨大な表に顯著なように、圖版と對峙し、網羅的に拾い上げ、簡牘の作成から廢棄に至るまでの過程を歸納的に追求しようという力作が並ぶ。

李均明論文が着目した木簡の出土位置情報であるが、それを活用したのが青木俊介「候官における簿籍の保存と廢棄——A08遺址文書庫・事務區劃出土簡牘の状況を手がかりに——」である。出土地點の差異が、どのように簡牘の内容・形態の差異に現れているのかを明らかにしようとする意欲作で、着想し取り組んだ點は高く評價できよう。

議論の中心となるのは、J03と、埤内西部から出土した文書の比較である。まず、J03出土のものが、部から候官へ發送された文書ではなく、候官作成の文書であることを確認し、J03を文書庫であったとする。一方、埤内西側出土の簡牘は、部燧などで作成された文書の原本であると結論づける。これら西側出土の簡牘は、冊書として復原不可能なこと、年代が古いこと、習書簡が含まれること、大量の斷簡があることから、意圖して保存された文書庫出土とは區別することが可能であり、西側埤内は退藏庫であったとする。

部燧から候官へ送られた文書は、候官にて新たに文書が作成された段階で廢棄されたという指摘は重要である。特に、部燧から候官に送られた原文書と、候官から都尉府へ發送される文書との間に、文書主義の前提にある監察制度を、出土位置の違いから見

いだした點は大きな成果であろう。層位まで判明している懸泉置漢簡が全て公開された暁には、層位・探方のみならず簡の形態・分類・原本と控えの區別・紀年・固有名詞などの情報を盛り込んだJ05を組んでみると、簡牘の時間的・空間的變遷がわかりやすくなるだろう。先述したように邢論文との關連、すなわち文書が辿る段階と、甲渠候官の中での位置の變遷との關連は、これからの簡牘學に新たな展開をもたらしてくれるはずである。

榎山氏が提唱する「木簡の一生」について正面から扱ったのが、高村武幸「簡牘の再利用——居延漢簡を中心に——」である。高村氏の仕事は、木製品と木簡史料の辯別を形態から行い、その過程を丹念にときほぐそうということにある、といえるだろう。

高村氏の論で中核となるのは、木簡としての用途を失い、單なる木製品となつてからどう使用されるか、を考えた第三節にあるだろう。氏が着目したのは、先端のみが焦がされた簡、あるいは先端が斜めに切斷された簡である。居延簡に占めるこれらの簡牘は、膨大な表にまとめられていて壓倒されるが、かなりの量があることがわかる。これらのほとんどは、籌木（トイレットペーパー）として使用されたもの、と高村氏は考える。氏は慎重だが、やはりこうした籌木簡が多數出土したJ05はトイレットペーパー捨て場だったのである。これは風下にあたるという立地から考えると無理なく理解できると思われる。無論、例外についての目配りも怠りなく、埤内から出土したJ08出土簡については籌木の可能性を否定する。ただそれは籌木として使用されていなかっただけであり、籌木用に加工作された段階で埤内に放置された可能性もあるのではなからうか。

さらなる用例は、他の木製品への轉用である。その中で問題となるのは、木簡が木製品に轉用されたのか、木製品へ書寫されたのか、という辯別である。寫眞を見ただけでは確信持つて判断つかない問題であるため、木簡を實見して兩者を辯別するという手法を採る。寫眞を見ただけでは木製品に轉用された木簡と思つていたもののいくつか、實際手に取ってみると、木製品に習書されたものであつた、という結論は、評者も驚きである。木簡の一生をシフアーになぞらえてモデル化したチャートは、木簡と木製品のたどる有爲轉變をわかりやすく示してくれている。

本論は「書面」以外の簡牘史料を扱うことによつて、より廣域の木製品全般のなかにおける簡牘の位置づけを企圖したという點において、新しい視座を得ることとなつたものと言ふことができ。ただ氏も認めるように、檢・券・檄といった異なつた形状のものとは異なつた一生を送るものもあるだろう。出土した簡牘史料が他の用途に再利用されたものか否かをどのように辯別すればよいのか、など、さらに實見を通して考えるべき問題は多いようである。

鈴木直美「馬王堆三號墓出土簡にみる遣策作成過程と目的」は、禮(特に葬禮)という「場」において、簡牘がどう編輯されていったのか、という従來にない視點から簡牘史料を扱う。馬王堆三號墓出土の遣策と出土遺物を照合することによつて、遣策がリストとして作成され、編輯を經、埋葬される過程を追跡したものの。

寫眞の不鮮明さ、出土状況の悪さ、あるいは出土位置が明らかになつていないことに由來する遣策復原の不確實性、遣策内容に對應する出土遺物の有無といつた不確實性を乗り越え、遣策の「一

生」を明らかにし、新たな視點を切り開いたものと言ふことができるだろう。

鈴木論文の主眼は、元來作成されたリストとしての遣策が、どのような過程を經て改編され、今ある遣策となつたのか、ということになる。手がかりとするのは、簡に残されたチェックマークや書き入れ、あるいは遣策簡本文と小計簡(竹簡ではなく、木牘である)との、あるいは記載内容と實際の遺物との合致あるいは齟齬である。鈴木氏は遣策本文と小計簡との合致は見られるが遺物との数が合わないものと、遣策と小計簡との合致がみられないものの、チェックマークなどから遣策と副葬品を對照した形跡があるもの、とふたつに大別し、遣策と小計簡との作成段階の差異を指摘する。これらのことから、遣策は、はじめに準備リストが骨格をなしており、贈品の中身が確認されればリストに付け加えられていき、最終的には贈品リストとなり、最終的に告地策が加えられるに至つて冥府宛の文書となつた、とその變遷を説明する。

制約の多い中、いくつかのまとまりに分類し(邢氏が取り上げた永元器物簿を想起させる)、儀禮の場における時間差と編纂過程を読み取るうとした點は注目に値しよう。今後は、鈴木氏の言うように、さらなる時間差を筆跡などから読み取る作業が残つてゐる。墓葬出土簡研究の新たな展開に期待したい。

佐藤信「日本古代文書木簡の機能と廢棄」は、數多くの日本出土木簡のうち、文書木簡の分類と出土地・出土状況を丁寧で紹介したもの。評者のような日本木簡の門外漢にとつては非常に有意

義な論文である。日本では用途によって紙と木簡の使い分けが行われていたが、それが紙ではなく木簡が使われた理由を扱うとともに、文書の差出と宛所との関係、そしてどのように使用され、廃棄されたのかという問題に焦点をあてる。

ここでの分類は十二種。そのうちのいくつかは、居延漢簡研究における永田分類を想起させ、文書行政の共通点を知ることができ。しかし、差異も多い。その理由は、恐らくは出土遺跡の性格の差異や、紙文書の有無という前提の差違が存在するからであろう。評者が興味を引かれたのは、召文木簡に通行の保証や「食馬」支給を保証する文言があり、それがそのまま過所となって携帯されたことである。そこに木簡が使用された必然性を見いだすのは説得的である。また郡符召文木簡に、丁寧に三片に切斷されて廃棄されている例から、公文書を確實に失効させ廃棄している手法も注目である。

過所についていえば、居延簡の「一簡が實見の結果竹製であることを指摘、實際に中國では竹簡の過所が存在することから、竹簡の存在しない日本の大寶令の注に「過所符者、隨使用竹木」と竹簡の規定が存在するのである」と推察する。簡牘を實見することが、典籍史料の読み直しにつながるという貴重な成果である。

本論の最後には、差出と宛所の重要性についての指摘がある。文書の差出と宛所の究明は、中國・日本を問わず、出土地がどの官署であったのかを特定する際には極めて重要な手がかりを與えてくれることを指摘する。さらには形態に注目し、破壊方法や、箒木への轉用への注意も促す。特にいくつかの郡符木簡にみられ

る大型の木簡に、視覚的效果からくる權威誇示機能を認めるのは興味深い提言である。文書の「見た目」に備わる威嚴・權威というものが、律令制國家のもと、どのように地方へ傳播し、後代へ展開したのだろうか。日本古代史研究のトピックを含め、大いに勉強させていただいた。

榎山明「簡牘・縑帛・紙——中國古代における書寫材料の變遷——」は、従来、簡牘が紙に取って代わられる、という圖式のなかに、縑帛の存在が果たした役割を新たに位置づけ、蔡倫の再評價を行う。

まず基本資料となる『後漢書』宦者列傳の正確な解釋、蔡侯紙登場以前、紙とは絹の卷物（縑帛）を指していたことを確認する。なぜ絹の卷物を指していた「紙」という文字が、蔡倫の作ったものを指すようになったのか、というと、まずは形状が縑帛を連想させること、そして氏が指摘するのは水の中で纖維をほぐし、水を切るという作業が漂絮と造紙に共通することである。しかし漂絮と造紙との間には、まだ隔たるものがある。

榎山氏が着目するのは、麻である。近年出土している前漢紙が麻紙であること、そして、眞綿の代用品として麻絮が使用され、實際に出土していることを挙げ、麻絮を作成するに團塊状ではなく平面状のシートに加工したとき、麻紙が完成したのではないかと説く。麻の存在を漂絮と造紙の間に置いたことが、榎山氏の造意といつてよいだろう。結果的に絹より安価な「紙」は蔡倫によって高品質化され、爆發的に普及したとする。

では、簡牘と紙との関係はどう展開したのであろうか。簡牘と紙兩者の出土が確認され、全容が公開されている樓蘭の例を榎山

氏は紹介し、そこに明確な使い分けが見られると指摘する。簡牘が公文書・簿籍・割符に使用されるのに對し、紙はほぼ書信と書籍（まれに紙の簿籍がある）に限定される。素材の違いが用途の違いに直結していることを簡潔に、鋭く指摘する。最後に書信・書籍が紙に書かれているのは、紙が縑帛の代用品であったからである一方、依然として公文書に木簡が使用されていたのは大量使用という點に理由を求める。つまり、大量生産が可能となった曉には、簡牘の果たした役割を紙が取って代わることも可能であることを指摘し、實際、樓蘭から出土した紙の簿籍、典籍から紙の用例を引き、紙が單なる縑帛の代用品ではなく、簡牘の代用品ともなりつつあった過程を鮮やかに浮かび上がらせる。

劉增貴（鈴木直美譯）「下層の歴史と歴史の下層——臺灣における「中國社會史」研究の回顧——」は、過去五十年における臺灣古代社會史學のレビューである。簡牘學が簡牘學で自己完結させず、向かう先がどこかを考えるとき、社會史という分野がひとつの目標となるだろう。劉氏のレビューは、王晴佳氏に則るかたちで「社會史」の生成と變遷をみつつの段階に分けて追うものとなっている。

劉氏のレビューを読むと、いかに臺灣現代政治——とくに戒嚴令解除のインパクトが古代史研究にも影響を及ぼしているのか、まざまざと感じることができる。その中で「下層の歴史（民衆の歴史）」から「歴史の下層（政治・經濟・軍事などと明白に異なる歴史の層位、二六三頁）」へ移行すべしとの劉氏の主張が展開される。「上層」を規定するのはいったい何なのか、という問題を考えると、劉氏自身の古代史研究に立ち位置を求める上で

葛藤が垣間見え、改めて氏が今まで歩んできた研究成果を振り返ってみると納得させられることが多かった。

陶安あと「書寫材料とモノの狭間——日本木簡學との比較を通じてみた中國簡牘學のジレンマ」は、嶽麓書院藏竹簡の整理を経験した著者による、簡牘學の構築に向けて日本木簡學での知見が有用であるとの提言である。そのうえで、本論のかなりの部分が「視覚的簡牘」という視角を打ち出した富谷至『文書行政の漢帝國——木簡・竹簡の時代』（名古屋大學出版會、二〇一〇年）の評にあてられる。陶安氏は、立體的加工が可能で木簡から文書行政・漢帝國を読み解いたところに最大の貢献があると評價しつつも、編綴簡と墓葬出土簡を排除して邊境出土の單獨簡のみにて論を組み立てることを批判し、木簡というモノのみから固有の歴史を描くことへの疑義を提示する。

最後に陶安氏は、簡牘に書かれた内容は、多くの場合簡牘に書かれる必然性はなく、読み取れる情報の大半は簡牘特有のものではない、と簡牘學の限界について述べる。形態からいかに情報を引き出すのか、という氏の苦悶は、氏が墓葬出土の竹簡を主に研究対象とされているところから来るものと推察する。たとえばテクスト以外の情報が多種多様で、テクスト情報、つまり金文に頼らずとも研究が成り立つ青銅器研究を考えると、形態の變換に乏しい墓葬出土竹簡研究においては木簡形態研究をどのように生かせばよいのか、困惑するのも致し方ないだろう。しかし、簡牘の形態として萬能ではない。形態のみに頼るのではなく、たとえば青木論文で取り上げた出土位置情報を取り込んだり、あるいは邢論文で扱った筆跡に（甲骨のようにはいかないのは百も承知の上

で) 挑戦してみたり、さらに材質の地域差などといった切り口を総合し積み重ねていくことが、墓葬出土簡牘にも適用されなければならぬのだろう。テキスト情報以外の情報には何があるのか、それを模索し続け、それとテキスト情報との相関・整合性や乖離・齟齬をどのように解釋していくのか、簡牘学というものを構築するのであれば、結局これしかないのではなからうか。

本書を通じて意識させられるのは、簡牘の内容ばかりではなく、テキスト情報以外の情報と、テキスト情報との関係を徹底的に追求しよう、という姿勢が貫かれていることである。代表的なテキスト情報以外の情報とは、言うまでもなく日本木簡学が常に注目してきた簡牘の形態である。この成果は、竹簡ではなく、西北邊境出土の木簡を中心に据えてきたからこそなしたといつてよいであろう。こうして得られた視点は、邊境出土木簡だけではなく、墓葬出土竹簡にも有効であることは鈴木論文に明らかである。あらためて日本木簡学との共同作業の可能性を拓いていただいた先学と、世代を越えて受け継がれたものへの感謝とそれを受け継ぐ責任を、評者も共有したい。ここ日本で得られた視座は今後とも海外研究者とも共有し続けて頂きたく、特に中国大陸では急務であつて、事態の打開のためにも、まずは中国語譯の出版を検討しては頂けないだろうか。

近年の歴史史料の多様化を考えると、過去を知るための資料というものにはさまざまな形態があり、文字資料というものはそのうちのひとつに過ぎないことを思い知らされることが多い。文献と遺物との境界だけでなく、文献とすべての歴史資料との境

界に我々歴史研究者は立たされていることを意識しなくてはならないだろう。氷河を掘削したアイスコアや鍾乳洞の石筍から過去の情報を引き出すことができる現在、すべての歴史学にとっては今後避けては通れない問題となってくるだろう。

實見の対象となるのは、簡牘史料そのものだけではない。史料が出土した遺跡そのものもその対象となり、成果は調査篇としてまとめられている。本書調査篇には中村威也「額濟納調査報告記」、高村武幸「K七一〇遺跡の性格について——「居延縣城と漢代河西社會」補遺——」、片野龍太郎「漢代邊郡の都尉府と防衛線——長城防衛線遺構の基礎的研究——」の三篇の報告が載せられている。ここでは調査と考察の要點をまとめて取りだし、それについて評者のコメントを附することにした。

報告のポイントは、縣・都尉府に規格の存在を指摘することである。高村報告ではK710遺跡を居延縣遺跡に、片野報告ではK688遺跡を居延都尉府に比定しようとしているが、K710遺跡もK688遺跡も同じ規模であり、一方を縣城の規格、一方を都尉府の規格に當てはめようとするのは無理があろう。同じ規格のK2008遺跡が見つかったことにより、都尉府・縣以外のいずれかの官署が、都尉府・縣と同じ規格を持つことになったが、それはいったい何か、という問題を新たに抱えることになったからである。

高村報告では、K710遺跡を居延縣に比定する根據として、東門の存在を挙げる。それはK710遺跡が縣城であるならば、中原のものと同じく四壁に門が設置されているはず、という前提に立

つためである。しかし、K710遺跡に東門は存在しない。高村報告で微細に調査されているとおり、東壁は北西—南東の方向に穿かれているが、それは風蝕によるものである。K110遺跡の遺物が南東に集まっているのも、K688遺跡の北壁が南に倒壊しているのも、そしてトイレが南東に置かれるのも、すべて西北の卓越風が理由である。そもそも、この縣城としては小さすぎるK110遺跡に、中原縣城の典型を當てはめる必要はないように評者には思われる。さらにK710遺跡内の穴を柱穴と解釋しているが、魏堅氏に伺ったところ、これらのうち二箇所は実際に發掘された上で窖藏と判断されたとのことである。

片野報告では、都尉府と烽燧の規格を想定している。スタインや近年の調査報告を同定し（これは勞作！）、これをふまえた上で烽燧にも規格が存在したことを想定する。都尉府遺跡を推定する上で、規格のみならず防衛線に着目することによって、K688遺跡が居延都尉府、K111遺跡を玉門都尉府に比定する。確かに遺跡という「点」だけではなく、「線」から遺跡の性格・機能を考慮する手法は有効であろうが、K688遺跡を居延都尉府と断定するには、周辺の漢代遺跡のさらなる検討が必要なのではなからうか。

では、K688遺跡・K710遺跡のふたつの遺跡をどのように考えたらいのか、評者の考えを簡単に述べておく。路博徳が遮虜障を築いた太初三年（前一〇二）、光祿勳徐自爲が長城を造營する。ダルハン・ムミンガン聯合旗から西、モンゴル國ウムスゴビ縣に至るまで二本の長城の痕跡が延びているが、これがそのときの長城と「されている」。この長城沿いには圍郭がいくつか存在

し、いくつかは國家文物局編『中國文物地圖集・內蒙古自治區分冊』（西安地圖出版社、二〇〇三）に記され、あるいは調査報告が公表され、さらには未報告のものも衛星畫像から確認できる。規模はほとんどが居延の遺跡と同じく一辺約百三十メートルであり、その数は五十を超える。

すべてのものが漢代初築とはいえないものの、⁽⁶⁾漢代西北地域においては圍郭の規格が存在していた可能性が極めて高い。この規模の圍郭は、朔北長城のみならず、河西回廊にもいくつか見え、さらには樓蘭⁽⁷⁾遺跡がこの規格そのものである。共通するのは規模のみならず、風下にひとつ、門を設置することである。これより居延のK688遺跡・K710遺跡にB2008遺跡を加えたみつつの遺跡も、この時期特有の軍事據點の規格で建造されたものと想定される。つまり、都尉府や縣衙が、みつつの遺跡のうちいずれかに置かれたにせよ、これらの遺跡は都尉府や縣衙が置かれることを前提に建造されていなかったのではないか。後はこうした軍事據點が縣衙や都尉府に轉用された可能性を考えればよく、その可能性は十分にあったのではなからうか。

では、居延オアシスの遺跡を議論する場合、規格からその性格を明らかにするのは限界があるのだろうか。ひとつの方向性として、片野報告が取り組んだように、周邊遺跡との關連を考えるのが最も有効であろう。K688遺跡は周邊の烽燧、特に北東へ延びる烽燧線が漢代遺跡との關連が見えやすいのに對し、K710遺跡は孤立している。ソนมアルストレムが注目するように、A12遺跡とA15遺跡とを結ぶ線上に、どれほどの漢代の痕跡が残っているか、まずは過去の報告を精査せねばならない。さらにこの一

帯にはいくつか未報告遺跡も存在しており、この年代が重要な手がかりとなるはずである。

さらに遺跡の立地という面から考えると、兩者の間には決定的な差異がある。K688遺跡は舊黒河の支流沿いに建てられているのに對し、K710遺跡は支流から離れた場所に建てられ、遠方から水路を建造しなければならなかったことである。つまり、K710遺跡周邊の開発には、インフラストラクチャーの存在を前提としているのである。このことは、高村氏が想定するK688遺跡とK710遺跡の時代差から都尉府と縣衙を決定しようとする手法に適合的かもしれない。しかし、居延オアシス占據直後の様相を簡牘史料のみから読み取るのは相當の困難が伴うと思われる。文字資料以外の資料をどのように駆使するか、すべてはここにかかってこよう。方法論の構築が急がれる。

かくいう評者がここで述べたことすべては、野外調査において考古學の專家魏堅氏・白石典之氏や自然地理學、特に衛星畫像を用いた地理學の專家相馬秀廣氏ら他分野・多分野研究者とのフィールド調査にて直接ご教示いただいたことが基になっている。遺物・遺跡から、あるいは遺跡の立地、地形・景觀、衛星畫像といった文字のない歴史資料から、何をどのように読み取るのか、ということ現場で叩き込んでいただいたからこそ、ここで幾許かのコメントができたわけであり、評者ひとり力量では決していない。本書が他分野との共作・合作によって新たな段階に踏み込んだとするならば、まだまだ手を組むべき研究領域があるものと思われる。史料に沈潜すると同時に、廣く他分野との共作を模索する、その兩立こそが我々の世代の課題であるとの自覺を持ちな

がら、史料と向き合うことを肝に銘じたい。

註

(1) 里耶秦簡講讀會「里耶秦簡譯注」(中國出土資料研究)第八號、二〇〇四年)、同「里耶秦簡研究ノート」(中國出土資料研究)第九號、二〇〇五年)や、エチナ漢簡講讀會「エチナ漢簡譯注」(中國出土資料研究)第一〇號、二〇〇六年)がある。

(2) 最も顯著な例は敦煌馬圈灣遺跡の例である。これについては、富谷至編『邊境出土漢簡の研究』(朋友書店、二〇〇三)に收められた藤田高夫・宮宅潔・佐藤達郎各氏の論文を参照のこと。さらには居延A10遺跡の問題もある。

A10遺跡は通澤第二亭兼通澤第二燧とするのが陳夢家氏以來の通説である(『漢簡綴述』中華書局、一九八〇)が、評者らが調査した限りこの遺跡には周邊に五つの爐(鐵滓も散在する)しかなく、他の烽燧と通信を行うための設備(烽臺・積薪)はない。出土した簡牘の示す方向性と、遺跡の性格の方向性に齟齬を來している場合、出土簡牘にどのようなことがおこったのか、あらゆる可能性を考えなければならぬ。

(3) そもそも榎山氏は居延・敦煌簡を念頭に、里耶秦簡にて文言が追加される段階ごとに「主文書」「副文書」という概念を想定していた。「里耶秦簡譯注」(前出)の「解題にかえて」を参照。

(4) 福井憲彦『歴史學入門』(岩波書店、二〇〇六)一七頁

の圖がわかりやすい。

- (5) 評者はかつて吳昶驥『河西漢塞調査與研究』(文物出版社、二〇〇五)の記述に従い、K688遺跡の東にさらに巨大な圍郭があるとした(拙稿「居延オアシスの遺跡分布とエチナ河——漢代居延オアシスの歴史的復元にむけて——」井上充幸・加藤雄三・森谷一樹編『オアシス地域史論叢——黑河流域二〇〇〇年の點描』松香堂、二〇〇七)。しかし、實地調査、衛星畫像の判讀によると、吳昶驥氏の言う圍郭は水路を見誤ったものであることが判明した。ここに謹んで訂正したい。

(6) たとえば中國人民大學北方民族考古研究所・中共烏拉特後旗委員會宣傳部『陰山滄桑 烏拉特後旗歷史文化遺產調查報告』(內蒙古人民出版社、二〇一〇)やA・A・科瓦列夫・J・額爾德涅巴特爾「蒙古國南戈壁省西夏長城與漢受降城有關問題的再探討」(『內蒙古文物考古』二〇〇八年第二號)を参照。コヴァレフとエルデネバートルは年代測定の結果、ウムヌゴビ縣内の長城や圍郭の初築は西夏時代であるとし、內蒙古自治區境内の所謂「漢外城」も西夏時代に造營されたものと主張する。モンゴル國境内の長城・

圍郭の年代では兩名の見解どおり西夏時代を遡ることはないことは評者らも確認し、口頭にて發表した(森谷一樹・白石典之・Ts. Bynashig. D. Odsuren, G. Batbold, 相馬秀廣「二〇一一年蒙古國南戈壁省長城・城堡遺址調査報告」東北亞古代聚落與城市考古國際學術研討會、二〇一二年一〇月、中國人民大學)。

(7) 所謂漢内城沿いの圍郭は『漢書』地理志穰陽縣條「北出石門障得光祿城、又西北得支就城、又西北得頭曼城、又西北得摩河城、又西得宿虜城。」の「城」にあたる可能性があるだろう。

【附記】 本文脱稿後の二〇一二年八月十一日、相馬秀廣教授は突然お亡くなりになった。先生と行った多くの現地調査の報告をきちんとした形にする前に旅立たれてしまったことは、私にとって痛恨の極みであり慚愧に堪えない。謹んでご冥福をお祈りする。

二〇一一年十一月 東京 六一書房
B五判 二八二頁 七六〇〇圓